

**臨時休業（新型コロナウイルス感染拡大防止対策）に伴う
「春休み期間中（3/27～4/5）の対策」及び「新年度始業日と未指導内容の取扱い」について**

長期にわたっての臨時休業へのご理解・ご協力に心より感謝申し上げます。

春休みが目前に迫り、春休み期間中の対応についても、県教育委員会の方針等を参考にしながら、町校長会や近隣市町村教育委員会とも協議を進め、下記のとおり対応することとしました。

併せて、新年度始業日と、現学年で学習できなかった内容について、下記のとおり対応することとしましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 春休み期間中（3/27～4/5）の対策について

基本的には臨時休業期間中と同様に、不要・不急の外出はできるだけ控えるようにお願いします。

(1) 外での活動や運動について

臨時休業期間中と同様に、活動や運動をする際には1日1～2時間程度を目安に、屋外の安全が確保されている場所（自宅近くの公園や学校の運動場等）で、縄跳び・ジョギング・散歩等を中心に、身体の接触があまりないように配慮してください。

※ 学校の運動場開放は、引き続き午前10時から午後4時までとします。

(2) 中学校の部活動について

新年度始業日（4月6日）の部活動顧問の発表を受け、新体制のもと感染拡大防止の指導を徹底させた上で再開します。

(3) 学校での児童預かりについて

春休み期間中も、臨時休業期間中に行っていた「学校でのお預かり」を継続します。対象は児童クラブに通っていない小学1～3年生児童で、どうしても家庭で子ども一人になる児童です。新規で希望される場合には、町教育委員会教育総務課（63-1140）または各学校へお問い合わせください。

2 新年度始業日と未指導内容の取扱いについて

(1) 新年度の始業日について

町内の小・中学校は、4月6日（月）が令和2年度の始業日となり、新学期がスタートします。

※ 入学式は、中学校が4月9日（木）、小学校が4月10日（金）に、感染拡大防止の取組を徹底させた上で規模を縮小して挙行する予定です。新入生には、各学校から再度案内があります。

(2) 未指導内容の取扱いについて

現在の学年で学習できなかった一部の内容につきましては、次の学年（進学先の学校も含む）に確実に引き継ぎ、新年度（令和2年度）に未指導内容の指導を実施することとします。その実施方法については、新学期が始まってから各学校からお知らせをいたします。

新年度に未指導内容の指導を実施することに伴い、今年度使用した教科書等が必要となりますので、ご家庭でしっかりと保管し、いつでも学校に持参できるようにお願いします。

3 その他

- 春休み期間中及び新年度スタート後も、右の「3つの条件が同時に重なる場」を避けるようにご家庭でもご指導ください。

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

- 町内や近隣市町村での感染が確認された場合など、今後の感染拡大の状況によっては上記内容が変更になることもありますので、その際には各学校の連絡メール等を通して連絡させていただきます。